

静岡県告示第393号

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の7の項、424の8の項及び424の9の項の知事が定める機関を次のように定める。

平成28年3月29日

静岡県知事 川勝平太

申請の区分	知事が定める機関
非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
	登録建築物調査機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録住宅性能評価機関
	登録建築物調査機関
複合建築物に係る申請	登録建築物調査機関
	登録住宅性能評価機関かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(注) 1 登録建築物調査機関とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）をいう。ただし業として、建築物を設計し若しくは販売し、建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者（以下「建築関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないものに限る。

- (1) 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあつては、建築関連事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。
- (2) 登録建築物調査機関の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。
- (3) 登録建築物調査機関（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築物関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

(注) 2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(注) 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。